

ごあいさつ

大阪YWCA
総幹事 鹿野 幸枝

大阪YWCAがこころのケア活動に関わり始めて、もう3年になります。

阪神大震災後の混乱の中で生まれたこの活動は、東京犯罪被害者相談室の山上皓先生を初めとするメンタルヘルス・ケアの専門家の方々と、ボランティアマネジメントの老舗である大阪YWCAとの運命的な出会いによって、専門性をもったボランティアによる『大阪被害者相談室』として大きく発展してきました。無我夢中で走りだした私たちをここまで育てて下さったみなさまのご努力に感謝すると共に、その忍耐(?!)に敬意を表します。

相談室開設2周年を目前にして、ここに小さな報告書を作成することができました。どうぞご一読の上、忌憚のないご意見をお寄せ下さい。

物質的な「豊かさ」に反比例して人々の心がすさんでくるような感じさえするこの日本の現代社会にあって、心の健康は、誰にとっても重要なこととなり、まして理不尽な被害にあった方々の「心の癒し」は、ますます必要とされるでしょう。全国的にも被害者支援の機運が高まってきております。

このような状況の中で、「一人ひとりを大切に」「人間が人間らしく生きることのできる社会の実現」をめざすYWCAが、微力ながらこのことのために働くことができることを嬉しく思うと共に、より質の高いソーシャルサービスを提供できるよう、相談室の運営を支えていく所存でございます。

創立80周年を迎えた大阪YWCAは、「平和を実現する人々は幸いである」(新約聖書より)との標語を掲げて今年度の歩みを始めました。今後とも各界の皆さまのご指導とご支援を切にお願い申し上げて、ごあいさついたします。

被害者支援の一翼を担って

大阪被害者相談室 代表 堀河 昌子

大阪被害者相談室も1996年4月15日に開設以来2周年を迎えようとしています。被害者の皆さまへの精神的なサポートを目的として電話相談を受けてきましたが、対応の未熟さをお許しいただくと共に、ここまで私たちを支えご支援下さっております関係各方面の皆さまのご協力に深く感謝いたします。

被害者の皆さまからの電話をまずしっかりと「聴く」ことが出来るのかと、戸惑いと緊張の中に始まった支援活動でしたが、こういう相談室が待たれていたのか、当初の1年間は349回、2年目の1997年度は2月28日現在557回の相談を受けました。相談内容も性被害・殺人などを含む犯罪被害、交通事故、家庭内暴力、肉親との死別、またその他の心の悩みなど多岐にわたっています。殺人や暴力犯罪など通常では経験したことのない悲惨な出来事に遭遇すると、本人やその家族に、身体的な苦痛や経済的損害とともに心にも大きな傷が残されます。そのことを研修の段階で学んではいましたが、実際の電話の中で聴かせていただきますと、その心の傷の深さ、持って行き場のない怒り、哀しみ、わかってもらえない冷たい世間の目、自責の念など、いまさらながら被害者の皆さまの置かれている立場の厳しさを実感させられます。

私達の活動は被害者が安心して心のうちを語れる場として、誠心誠意こころを傾けて「聴く」ことが基本です。被害にあわれて、何年も自分の心に閉じ込めていた思いを語られることによって、故なく自分を責めることから開放される様子には逆に相談員が励まされます。1期生・2期生49名の相談員もトレーニングを重ねつつ質の向上に努めています。一方で被害者支援の啓発活動として、1996年12月には「性被害と女性」のシンポジウムを開催、また虐待問題への取組みとして「児童虐待の心理と援助」「子どものトラウマ」を公開講座にして教育現場の皆さまへ呼びかけ、より多くの方にその問題点を指摘、多方面からの支援の必要性を提案してきました。

1997年10月には全英犯罪被害者援護協会(Victim Support)のヘレン・リーブス氏を迎えて講演会を実施し、日本の被害者支援への提言を頂き、私たち相談員も大いに励まされ元気づけられました。この2月には、ドイツの被害者支援組織「白い環」事務局長エッペンシュタイン氏の講演会を開く機会にも恵まれました。

大阪においても、大阪府被害者支援会議が組織されネットワークも拡がりつつあります。相談室も北海道、東京、茨城、大阪、石川、和歌山、広島に続き数カ所の開設が計画され、5月には全国組織として発足することが決まりました。

大阪被害者相談室も被害者支援の一翼を担ってという自覚を持ち、まず「聴く」ことで相談者の心に寄り添いながら心の傷が少しでも癒されることを願いつつ活動していきたいと思います。今後とも皆さま方のご協力ご指導をよろしくお願いいたします。

被害者の声から学ぶ

大阪被害者相談室顧問 三木 善彦

今年度も昨年度以上にさまざまな研修に参加し、各地の警察本部などで講演をさせていただき、いろいろな経験を重ねましたが、最近の印象深い経験を3つ紹介しましょう。

1. MADDの調査

1997年12月に機会をえてアメリカに渡り、MADD(飲酒運転に反対する母親の会)の活動を調査してきました。MADDは1980年に発足し、今では300万人の会員を持ち、全国に600の活動拠点をもって、被害者に対して助言やカウンセリング、病院や警察あるいは法廷への付添い、補償や裁判の書類作成の補助など多様な支援活動を展開し、飲酒運転を厳しく取り締まるための法律の改正などにも積極的に取り組んでいます。

調査の終わりには、9名の被害者が集まってMADDによってどれほど助けられたかを語ってくださいました。MADDが提供するさまざまな支援によって、心の傷を癒し、生活に再適応できるようになり、被害者同士の交流も大きな意義をもっていることがうかがわれました。たった1時間の会合でしたが、心の深いところで交流ができ、別れがたい気持ちになりました。大阪被害者相談室でも、被害者の自助グループが結成されるといいな、と強く思いました。

2. 神戸弁護士会主催のシンポジウム

先日(1998年2月28日)神戸弁護士会主催のシンポジウム「須磨事件から考える一被害者・少年審判・報道一」に出席し、私はシンポジストの一人として被害者の心理的・身体的・社会的な苦痛について語りました。そして、フロアーからも神戸の少年事件の当事者や他の事件で肉親を傷つけられたり殺された被害者の方々も次々と立って無念さやその後の苦悩について切々と訴えられました。

会場には地元神戸はもちろん大阪の多くの弁護士と報道関係者、さらに一般市民約400名が出席し、被害者の声に真剣に耳を傾けていました。そして、「被害者の声を直接に聴いて、これはど苦しい立場に置かれていたことをはじめて知りました。」という感想が多数寄せられました。

シンポジウムのまとめで私は、「これからも被害者の声から私たちが何をすべきかを学んでいきたい。今まで沈黙していた被害者も声を上げて、どのような理解と援助が必要かを教えてほしい」と述べましたが、被害者支援活動の原点はそこにあると思います。

私も今年度新たに何人かの被害者と知り合い、いろいろなことを教えていただきました。中には大学の特別講義で講演していただき、大きな感銘を受けました。昨年度知りあった人ともさらに親交を深めることができ、そこから講義や文献から学んだ以上の具体的で生きた知識を得たり、人間的な触れ合いを経験できました。来年度もそのような活動をして、大阪被害者相談室に反映させたいと思います。

3. 奈良少年刑務所での講演

私は奈良少年刑務所で篤志面接委員をしていますが、先日(1998年2月7日)に500名余の受刑者を対象に「内観について-被害者の心を知ろう-」という講演をさせていただきました。そして、NHKテレビの「心の傷は癒えない」(1995年11月13日放送)のビデオのうち被害者が登場する部分を見せて、それに解説を加えました。その反響は大きく、受刑者の一人は次のような感想を書いてくれました。

「被害者の人達がどれだけ苦しんでいるのか、どんな思いで生活をしているのかなどは、今まで考えていませんでした。私はどうしたら示談ができるのか、少しでも自分の反省している姿をわかってほしいと、自分本位のことばかり考えていました。」

私は三木先生の話聞いていて、すごく耳が痛かったです。今まで被害者の人達は時が経つにつれ心も落ち着き、少しずつ私の犯した罪のことは忘れていってくれるだろうと思っていました。本心では早く忘れてほしいと思っていました。そうしたら、自分も少しずつ忘れていけると思ったからです。しかし、ほんとうは被害者の人達は今回の事件のことを忘れることはなく、ずっと心の傷を負って生活していくことになるのです。ですから私も今回の事件のことは絶対に忘れることはなく、胸に刻んで何かあったら思い出し、なぜ自分が今ここ(刑務所)にいるのかを考え、それ以上に被害者の人達は苦しんでいるということを思い出しながら、今後生活していかなければならないことに気づかせてもらいました。」

このように加害者も被害者の苦しみを十分に理解していないことがあります。私たち自身や教育関係者、あるいは報道機関の関係者の活動によって被害者の苦しみを世の中の人々に知ってもらうことが、被害者支援活動の基本であることをしみじみと感じました。
みなさまのご協力をお願いする次第です。

★相談員の研修風景 1★



(c)1998大阪被害者相談室運営委員会(デジタル化:神戸大学附属図書館)

被害者相談員の活動を通して

相談員 富田 彰乃

大阪被害者相談室の相談員として活動するようになってからちょうど1年が過ぎます。この1年を振り返ると、神戸小学生殺害事件、ナイフを使った凶悪事件などマスコミを騒がせるような犯罪・非行事件が数多くありました。少年犯罪や凶悪事件について思うことは色々ありますが、この1年は被害者援助という視点から考えさせられることが多くありました。加害者には弁護人がつくのに、被害者は身一つで自分を守るしか手立てがない裁判の現実や事件報道のあり方には特に疑問を感じました。マスコミが、加害者に対しては裁判で裁かれる前の容疑者の段階で断罪してしまう姿勢も問題ですが、一方で亡くなった被害者は実名や顔写真を出されてプライバシーを守られない事にはさらに憤りさえ感じてしまいます。いくつかの電話相談でも被害者や遺族のお気持ちにふれながら、裁判や社会一般がどれほど被害者の感情に無頓着であるのかを思い知らされました。相談員としてなかなか十分に援助できない自己の無力さをかみしめながらも、受話器の向こうで顔が見えないからこそ相手を支えられるという電話相談の意義もあるのではないかと感じて当番活動が続けてきました。また相談室の継続研修では多彩な講師の先生方と1期生の先輩方のご指導に恵まれ、多方面の知識を得ることができました。熱意ある相談員の皆さんに囲まれていることが何よりも心地よく、その一員であることをとても誇りに感じます。初めてのボランティア活動で、仕事や家庭との兼ね合いが難しく、十分にお役に立てない面もあるのですが、私にできることをできるだけ実行して行けるようこれからもさらに研鑽に努めたいと思っています。

(c)1998大阪被害者相談室運営委員会(デジタル化：神戸大学附属図書館)

大阪被害者相談室相談受理状況

1998.2.28現在

相談内容	'96年度 '96.4.15～'97.3.31		'97年度 '97.4.1～'98.2.28	
	回 数	内新規件数	回数	内新規件数
1 阪神淡路大震災による悩みの相談	17	8	4	3
2 犯罪被害に関するもの	96	64	270	95
(a) 性犯罪故事に関するもの	55	31	186	41
(b) 殺人、傷害等の被害に関するもの	8	7	39	19
(c) その他 (交通事故遺族、冤罪、殺人加害者家族)	33	26	45	35
3 家庭内暴力等家庭に関する悩みの相談	127	42	143	61
4 学校、会社等に関する悩みの相談	13	9	13	12
5 その他(被害念慮を含む)	96	78	127	88
計	349	201	557	259

1996年度 '96.4.15～'97.3.31

相談回数 349回(男性 80回 女性 269回)
無言 11回(相談回数には、含まれない)
内新規相談件数 201件(男性 49回 女性 152回)

1997年度 '96.4.1～'97.2.28

相談回数 557回(男性 146回 女性 411回)
無言 81回(相談回数には、含まれない)
内新規相談件数 259件(男性 48回 女性 211回)

(c)1998 大阪被害者相談室運営委員会(デジタル化:神戸大学附属図書館)

大阪被害者相談室の歩み

震災後のこころのケアプロジェクトを指導していただいた東京医科歯科大学犯罪被害者相談室の指導のもと大阪被害者相談室を開設、1996年4月15日より電話による相談を開始した。

1. 組 織

代 表	堀河昌子
	三木善彦(大阪大学人間科学部教授)
顧 問	山上 皓(東京医科歯科大学教授)
	大谷 實(同志社大学法学部教授)
アドバイザー	小西聖子(東京医科歯科大学助教授)
	西澤 哲(日本社会事業大学助教授)
相談員	48人(1998年3月現在)
相談受付	月曜日～金曜日10時～16時

2. 開設準備('95年度)

- '95/10 大阪YWCA幹部委員会で設立を決定、プロジェクトを発足させる
 - '96/1 プロジェクトメンバーが東京医科歯科大学犯罪被害者相談室で研修を受ける(1/29～31)
 - '96/3 相談員第1期生公募
 - '96/3 基礎研修実施(3/15、19、25、29、4/2)
基礎研修終了後31名の相談員を認定
-

3. 開設記念講演会 ('96 4／13 126人)

「被害からの回復」講師:小西 聖子
会場:大阪YWCA3階ホール

4. 公開プログラム

- 講演会「児童虐待の心理と援助」('96 10／11 53人)
講師:西澤 哲 会場:大阪YWCA千里センター
- シンポジウム「性被害と女性」～こころの傷を癒すには～
('96 12／3 於:ドーンセンター420人)
講演「性被害のこころの傷」講師:小西 聖子
パネルディスカッション
パネラー:五島 一代、加藤 治子、西澤 哲、細見三英子、三田 篤子
コーディネーター:三木 善彦 総合司会:金 香百合
このシンポジウムは大阪府ジャンプ助成金を受け実施した。
★1996.12.3 シンポジウム「性被害と女性」★



3. 講演会「性的被害への法的対応」('97 3/27 29人)
 講師: 段林 和江 弁護士 会場: 大阪YWCA千里センター
4. 講演会「大事な人が死んだとき—子どもの被害への対応」
 ('97 4/25 105人)
 講師: 岡田 幸之(東京医科歯科大学) 会場: 吹田市メイシアター
5. ヘレン・リーブス講演会「イギリスの被害者支援の現状」
 ('97 10/11 67人)
 講師: ヘレン・リーブス(イギリスVictim Support代表)
 会場: 大阪YWCA3階ホール

参加者内訳	紀の国被害者支援センター相談員	4名
	広島犯罪被害者・心の支援センター相談員	3名
	当相談室	32名
	他	28名

6. 講演会「ドイツの被害者援助の現状」「白い環」に学ぶ組織のあり方
 ('98 2/5 46人)
 講師: デイーター・エッペンシュタイン(ドイツ 犯罪被害者援助組織「白い環」(WEISSER RING事務局))
 会場: 大阪YWCA3階ホール

参加者内訳	紀の国被害者支援センター相談員	2名
	広島犯罪被害者・心の支援センター相談員	1名
	石川被害者相談室相談員	4名
	当相談室	19名
	他	20名

7. 講演会「子どものトラウマ」
 ('98 2/27 57人)
 講師: 西澤 哲 会場: 大阪YWCA千里センター

今後の予定

- 4.11 講演会「大事な人が死んだとき」講師: 小西 聖子

5. 対人援助者のためのカウンセリング講座

- (1)開催期間 1998年1月10日～3月15日
 (2)開催場所 大阪YWCA本部
 (3)講 師 三木 善彦(大阪大学)
 岡田 幸之(東京医科歯科大学)
 小西 聖子(東京医科歯科大学)
 西澤 哲(日本社会事業大学)
 金沢 吉展(筑波大学)
 安田 乙世(大阪YWCA専門学校)

京都YWCA APT
谷 莊吉(小松病院)
春本 幸子(日本ホスピス在宅ケア研究会)
藤井 理恵(淀川キリスト教病院)
吉田 敦彦(大阪女子大学)
金 香百合(大阪YWCA教育総合研究所)
神阪登茂子(大阪YWCA教育総合研究所)
他

- (4)内 容 基礎コース1 2
被害者カウンセリング1 2
異文化間カウンセリング1 2
ホスピスカウンセリング1 2
総合コース
(5)参加者 受講者94名

6. 研修(1997.3.4-1998.2.13)

(1)2期生基礎研修

- 1997.3.4 被害者援助の現状と課題 堀河 昌子
1 大阪被害者相談室設立の経過と1年の報告
2 山上 皓先生支援フォーラムでの基調講演のVTR
犯罪被害者の心理 講師:三木 善彦
「心の傷は癒えていない」のVTR使用
犯罪被害者への精神的援助 講師:三木 善彦
3.11 面接
性犯罪被害者の心理 講師:三木 善彦
シンポジウム「性被害と女性」VTR
3.18 犯罪被害者への法律的援助 講師:大谷 實 同志社大学
被害者電話相談の実際1 講師:穴田富美子 犯罪被害者相談室
被害者電話相談の実際2 講師:穴田富美子 犯罪被害者相談室

(2)継続研修

- 1997.4.26 電話相談の実際 1期生から2期生へ、2期生から1期生へ
講師:岡田 幸之
5.9 ケース検討 講師:穴田富美子
5.20 交通事故で子どもを失った遺族とのカウンセリング 講師:三木 善彦
6.11 ケース検討 講師:三木 善彦
6.27 ケース検討 講師:穴田富美子
7.12 「こころ豊かに生きる～愛とユーモア～」
アルフォンス・デーケン 上智大学
7.22 ケース検討 講師:相談員
8.23 夏期一日研修 講師:岩佐 嘉彦 弁護士
講師:三木 善彦
9.8 研修遺族の方からお話をうかがう 講師:小西 聖子
9.27 研修 性暴力の被害を理解するために 講師:性暴力を許さない女の会
10.21 研修 警察の被害者対策について 講師:五島一代 大阪府警刑事総務課
11.12 研修 ケース検討 講師:三木 善彦
11.27 研修 ケース検討 講師:穴田富美子

- 12.1 研修 大阪YWCAこころのケアプロジェクト主催 災害のもたらす心理的影響
～長期的問題を中心に 講師:岩井 圭司 こころのケアセンター
- 12.1 研修 大阪大学講義 遺族の方のお話をうかがう 講師:三木 善彦
- 12.22 研修 ケース検討 講師:三木 善彦
- 1998.1.28 研修 ケース検討 講師:吉川 悟 コミュニケーション・ケアセンター
- 2.13 研修 1年の活動の振り返り 講師:小西 聖子
- 今後の予定
- 3.25 研修 ケース検討 講師:吉川 悟 コミュニケーション・ケアセンター

★相談員の研修風景 2★



7. その他の活動(1997. 3. 15～1998. 2. 10)

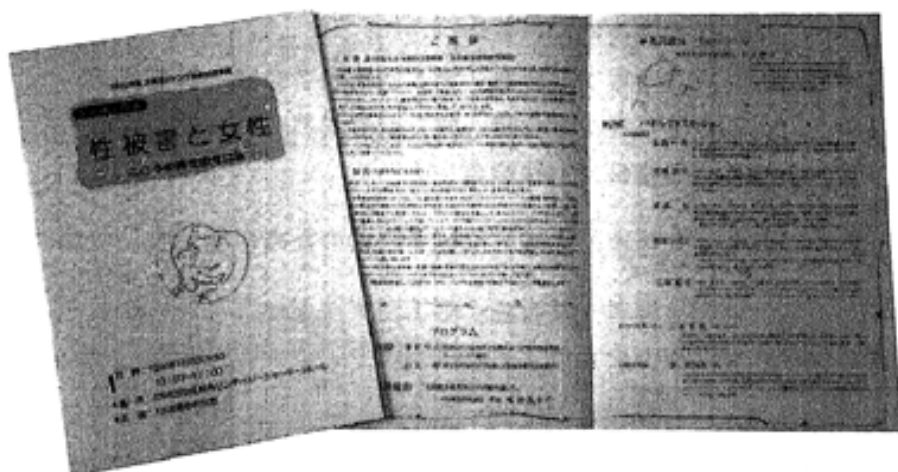
- 1997.3.15 石川被害者相談室記念講演会 代表 講師として出席
- 3.28 ジャンプ活動報告 2名出席
- 6.7 相談員交流会
- 6.20 大阪府青少年主催子どもへの性虐待問題を考える集い 2名出席
- 6.25 女性ライフサイクル研究所訪問 2名
- 6.30 北海道被害者相談室開設記念講演会 代表 講師として出席
- 7.6 ウイメンズセンター大阪主催 女性へのサポートの状況を知る学習会 担当職員 講師として出席
- 7.16 大阪府警察学校 現職女性警察官研修 代表・担当職員講師として出席
- 7.18～19 被害者支援連絡会議 於:東京 2名出席
- 7.24 警察庁総務審議官 来訪
- 8.4 犯罪被害者相談室 室長 大山みち子さん来訪
- 8.8 犯罪被害者相談室 木村弓子さんを囲んで
- 8.26 アムネイスティ・インターナショナル 日本支部 寺田恵子さん来訪
- 8.27 大阪府被害者支援会議設立準備会 代表・担当職員出席
- 9.6 相談員交流会
- 9.7 ESSE10月号に記事の一部に相談室電話番号掲載
- 10.4 第1回相談員自主勉強会
- 10.8 第2回犯罪被害者支援フォーラム 5名出席
- 10.9 ヘレン・リーブスさんを囲む会 3名出席

- 10.10 国際シンポジウム「災害とトラウマ」
- 10.30 コミュニケーション・ケアセンター 代表・担当職員訪問
- 11.1 第2回相談員自主勉強会
- 11.13 大阪府被害者支援会議 第1回代表者会議 代表出席
大阪府被害者支援会議 設立記念式典2名出席
- 12.13 第3回相談員自主勉強会
- 1998.1.31～2.1 被害者支援連絡会議・被害者援助のための学習会- 顧問・担当職員出席
- 2.6 大阪府被害者支援会議 第1回実務担当者会議 代表出席
- 2.9～10 大阪弁護士会主催「犯罪被害者110番」相談員として7名参加
- 今後の予定
- 3.28 相談室の事業計画について運営委員会

★相談員通信(2号目からはa~da:co-daに名称変更)★



★1996.12.3 シンポジウム「性被害と女性」リーフレット★



ありがとうございました

ダイキチシステム株式会社
宮澤基金
全国交通遺族の会 井手 渉
千里聖愛教会 川谷威郎
水戸被害者援助センター
東京医科歯科大学 難治疾患研究所 犯罪被害者相談室
岩見 宣治
加藤 治子
五島 一代
三田 篤子 ほか (順不同 敬称略)

大阪被害者相談室の活動にご寄付ご支援をいただき、厚くお礼申し上げます。

(c)1998 大阪被害者相談室運営委員会(デジタル化:神戸大学附属図書館)

この資料は、大阪被害者相談室が1997年10月11日に行なったヘレン・リーブス講演会の講演原稿を、相談員の阪上真理が訳したものです。

Victim Supportの紹介

この重要な会議に日本の同志と共に参加するよう招待されましたことは大変光栄なことで、ここに來られたことをうれしく思います。私自身が所属するイギリスのVictim Support(VS)だけでなくヨーロッパ被害者サービスフォーラム(the European Forum for Victim Services)のメンバーであるヨーロッパ15カ国のVSに代わってご挨拶申し上げます。

VSは犯罪被害者にサービスを提供する世界最大の組織で、毎年多くの国々からたくさんの来訪者を受け、その中には日本からのお客様もいらっしゃいます。私たちの仕事に関して来訪者からよく受ける質問と答えをこれからご紹介いたしますが皆様にとって興味深くお役に立てるものであれば幸いです。

「全国的な組織」とはどういう意味ですか

Victim Supportとは正式名を"National Association of Victim Support Schemes"(全国被害者援助組織協会)と言い、それぞれの地域社会で犯罪被害者にサービスを提供する地方ごとのグループの連合体です。それぞれの地方グループはVictim Supportの名で呼ばれ、その全ての活動は全国協会Code of Practice(実践倫理規範)に従って管理、トレーニング、サービスの提供などが行われます。イングランド、ウェールズ、北アイルランドに370のVS地方グループがあり、スコットランドには別の組織があります。さらにVSは現在イングランドとウェールズの全ての刑事裁判所(Crown court)で証人(witness)サービスを行い、被害者だけでなく刑事裁判で証言をしなければならないどんな人にもサービスを提供しています。

VSでは全て合わせると16,000人以上の人がボランティアとして働いています。そのほとんどが犯罪被害者援助のトレーニングを受け、その他の人は管理委員会で働いたり、トレーニングや資金調達を手伝っています。さらに900人の有給スタッフがそれぞれの地方グループの活動を調整したりボランティアの支援や監督をしています、その多くはパートタイマーです。

犯罪の被害者となった人は誰でもVSを利用できます。これまでの経験からどんな犯罪でも苦痛や、過酷な实际的、個人的な問題を引き起こすことがわかっているからです。私たちが取り扱う犯罪は侵入盗や窃盗、深刻な性的暴行、殺人にわたります。毎年百万を遙かに上回る新しい犯罪がVSに委託されます。

VSは最初から全国的な組織であったわけではありません。1970年代に全国各地で多くの小さい地方グループができました。その全ては南西イングランドのブリストルという都市での初期の試みから生じたものです。全国的組織が設立されたのは1979年で、そのときには30の別々のグループがすでに存在していました。初期のVSメンバーは、国中に新しいグループの設立を促すだけの強固で明確な主体性を持って一体となり全国的な組織を作ることが重要であると確信していました。共通の方針と共に共通の実践規範が重要だと思われました。たとえばVSは政治的な理由のためではなく、被害者の利益のためだけに存在すると断言することなどです。また全国的な組織にすることで政府の省庁と交渉したり、全国の報道機関やメディアに被害者問題を喚起することがより可能となりました。VSの初期には私たちの仕事に関する興味や支援を広めることだけでなく、誤った理由で新しい活動に参加しようとする人たちを阻止する事も重要でした。結合力のある全国組織にすることによってのみVSは現在のような発展を遂げ地位を得ることができたのです。VSは全ての犯罪被害者と証人に対する公式なサービス提供機関とみなされ、被害者関連政策を築き上げるにあたって政府や議会、その他の機関から定期的に相談を受けています。

Victim Supportはどのようなサービスを提供しているのでしょうか？

VSに任される犯罪被害者は侵入盗や窃盗、深刻な性犯罪から殺人による死別まで広い範囲の経験で苦しんでいます。警察に届けられる重大な暴行事件のほとんど全てが現在はVSに回されるため、私たちは犯罪被害者やサバイバーに直接援助を申し出ることができます。また地域社会からの直接の依頼、特に警察に届けられないような件の連絡を奨励しています。それらには家庭内暴力、レイプその他の性暴力、人種間の脅迫や暴力事件などが含まれます。私たちに回された全ての被害者はVSから直接サービス提供の申し

出を受けます。注意深く書かれた手紙と共にその特定の犯罪被害に関連したアドバイスや情報を記した詳細なリーフレットが送られます。個人的な援助を受けるために面接を受けたければVSに連絡するよう全ての手紙に記載されています。より深刻な事件の場合VSのコーディネーターが被害者に電話をしたり、被害者の家へ行って個人的な面接を受けるよう直接申し出ることをボランティアに要請します。

ほとんどの被害者にとって犯罪後のショックや怒り、苦痛などについて話すことが大変役に立つと経験から分かっています。犯罪によるこれらの影響は当たり前のものであり、むしろ健康的な反応であると保証し、建設的に話を聞くようボランティアは訓練されています。犯罪の後によく起こる強い反応を分かち合い確認することが出来ると、人々が恐怖や怒りを感じる期間を短くすることができます。また、資産をどのように修理したり取り替えるか、私的な保険や公的な財源にどうやって賠償金を請求するか、将来別の犯罪をどうやって防ぐかなどについての情報を提供できるようにボランティアは研修を受けています。それぞれの地方組織(scheme)が関わりを持つ中で、刑事裁判の手続きについての情報提供や、陳述、面通し、出廷などをしなければならない人々に同行し支援するという直接的な手助けもしています。

Code of Practiceにより、それぞれの地方グループは全ての活動に責任を持つ管理委員会を設置しなければなりません。委員会には警察、保護観察、地域の社会福祉事業、そして少なくとも一つの確立されたボランティア組織の公式代表が含まれていなければなりません。重要なことは、ある一つの機関がVSを支配して彼らの意見や優先事項をこの新しい仕事に押しつけないことだと私たちは思っています。しかし一方で、犯罪被害者を援助するためにはプロの手腕や知識が不可欠であり最も重要な職業の代表者を集めることにより最良の情報とアドバイスを保証できると信じています。ボランティアの手腕では対応しきれないとき、たとえば被害者が法律や金銭面でプロのアドバイスが必要なとき、また比較的まれなケースでプロのカウンセリングや医学的援助が必要なときには、地方組織が委員会を通じて持っている多くのつながりによりプロの機関に紹介することができます。

最近、重度の暴力犯罪による深刻で長期間を要する問題がVSの仕事に占める割合が高くなってきました。レイプや性的暴力の被害にあった女性や殺人事件の遺族の援助のために、経験を積んだボランティアの特別トレーニングプログラムが開発されています。これらのケースを扱っていると、刑事裁判に出席しなければならない個人や家族を援助してほしいとよく頼まれます。形式的で非情な裁判所での二次被害にすぐ気がつきました。支えてくれる人も、段取りを説明してくれる人もなく、当惑し苦しかったと多くの証人が訴えました。その必要性の調査をした後、検察と弁護側の全ての法廷における証人に対してVSが直接サービスを提供できるよう政府と交渉しました。これらのサービスは現在充分機能しており、VSは全国全ての刑事裁判所に有給のスタッフと特別に養成されたボランティアを配置しています。裁判の前に法廷の下見をするため、また子供のための施設や飲み物を用意し、別の控え室で被告から安全に離れて待てるように、証人が出廷する前に連絡を取るようにしています。法廷に同行し、証人の近くに座る許可も取っています。ただし証言に影響を与えないよう目が合う位置には座りません。裁判の後、証人とその件について話し合い、何か苦痛をもたらしたりよく理解できなかったところがあれば明確にする手助けをします。

このサービスは裁判官や法廷を運営する行政官に非常に歓迎され、遙かに数の多い下級裁判所でも同様のサービスが提供できないか現在検討されています。

必要なものをボランティアが提供できるのでしょうか？

VS設立当初、ソーシャルワーカーや、医者、警察官といった委員会のメンバーの多くがボランティアは一般的な援助や情報提供には大変貴重な役割を果たすだろうと考えていました。しかし長期にわたって密接な関わりが必要となる重度の暴力や性犯罪にボランティアが対処できるかどうか最初のうちは確信を持っていませんでした。ボランティアを採用する大きな理由は単に経済的な束縛だけでなく、より重要な理由として、ボランティアはその犯罪が起こった地域社会の代表であり、援助を申し出ることによってその地域社会の関心を表すことができると言う重要な原理があるからです。

ボランティアは犯罪が感情面、実際の側面でもたらす影響を認め理解できるように詳細にわたる研修を受けます。また賠償や防犯、その他地域社会にある多くのサービスについての情報も与えられます。彼らは研修を受けた後VSでの活動期間中、定期的なサポートとスーパービジョンのセッションに出席することになっています。ほとんどのボランティアは自分たちの受けた研修とスーパービジョンが有益だと感じ、更に研修を希望する人も多くいます。私たちの経験や、この仕事の効果に関するプロによる調査を通して、ボランティアは最も深刻な犯罪に必要なサービスの多くを提供できると信じています。たとえば、遺族と関わることを希望するボランティアへのスペシャリストトレーニングでは、殺人被害者の親戚に役を買ってもらいます。その役割とはどんな援助が必要か説明するだけでなく、ボランティアが何か価値のあることを与えられるの

だという自信を持たせることです。ボランティアの持っているのは時間と、遺族の悲嘆を分かち合い、批判的になることなく死に伴う多くの感情に耳を傾けようという意志です。遺族の友人や知人の多くは暴力的な死の後自分に話しかけにくいようだと言います。おそらく多くの人は何を言って良いか分からずとまどってしまうのです。私たちのボランティアはその当惑にうち勝つよう訓練され、彼らの支援は遺族にとって非常に貴重だと受けとられています。

私たちの扱うケースのうちの一部をプロに紹介した方が良いかどうかを現在調査中です。しかし、イギリスで受けられるプロのサービスの数には限度があり、現時点では精神医学的援助やプロのカウンセリングはいつでも提供できるという保証はないのです。調査により分かっていることは、ボランティアによって支援されている人たちは援助を受けていない人々に比べて物事により良く対処出来ているということです。

警察との関係はどうなっているのですか？

VSは独立した組織ですが、仕事が成功するためには警察との関係がいつも非常に重要でした。私たちに回ってくる被害者のおよそ95%が直接警察から回されたもので、Code of Practiceにより全ての地方委員会には警察官がメンバーとして参加しています。紹介手続きは長年にわたって築き上げられた高いレベルの信頼と信用に基づいています。多くの警察署長は最初のうちはこの新しい組織に犯罪被害者の内密の情報を伝えることに不安そうでしたが、VSが全ての犯罪被害者に直接連絡出来たときにだけ本当に必要なことが明らかになったと調査や経験がすぐに証明してくれました。警察官が特別に懸念する理由があつて抜粋して紹介したときは、必要なことがあまり分かりませんでした。現在の紹介システムは内務省、警察署長、データ保護登録官との周到な協議の上開発されました。警察は報告のあった侵入盗、窃盗、暴行や犯罪被害の全ての被害者リストをそれぞれのVS地方組織に毎日提供します。これは「自動的紹介」と呼ばれ、それぞれのケースで最初に連絡を取りサービスを申し出るのはVS次第となります。より微妙な注意が必要な性的暴行、家庭内の犯罪や死別のケースでは、紹介をする前に警察が被害者の承諾を得るようになっています。

組織の質やスタッフやボランティアの能力に関して警察が防衛手段を持っていることは明らかに重要です。このため警察は被害者に接触できる全てのスタッフやボランティアの選考過程に関わっています。警察は犯罪歴や他の警察ファイルをチェックし、不適当だと思われる人物に対しては反対する事が出来ます。警察はまたボランティアの研修や養成の一部に関わっています。防犯についての情報や刑事裁判の手続き、被害者がより多くの情報を得られる手段などが警察からよく提供されます。警察は地域のコーディネーターにとってかなりの支援と指導のよりどころであり、地域での問題解決の必要があるときまず頼るところの一つです。

組織は独立した機関としてうまく機能し、現在では犯罪被害者支援の最良のモデルであると警察に受け入れられています。VSは内密にサービスを提供できるので被害者のもたらす情報は自動的に警察に渡るわけではないと全ての人が知っています。このことで、より傷つきやすい状況にいる被害者が自由に信頼して話すことが可能となります。

Victim Supportは国の政策の進展に役割を果たしているのですか？

被害者や証人に対して直接サービスを提供してきたことを通して、犯罪被害者の状況改善のために出来る変更について多くの情報を得てきました。VSの本部事務所は地方グループの仕事を助けるだけでなく、これらの情報を得て方針を立てます。全国的な組織に成長したことにより、被害者はどのように処遇されるべきかについて首尾一貫した信念を確立してきました。私たちの役割で重要なことは地方で、また全国的に被害者の権利を代表することだと考えています。

VSは刑事裁判制度における主要な職業や政府組織と密接な関わりを持って活動しています。被害者の利益を代表し、国の政策に影響を及ぼすためにプロとの付き合いや活動に対する良い評判を利用してきました。VSは私たちのメッセージを伝えるために様々なテクニックを用います。私たちは会議を開いたり、全ての関連機関の代表を招待した特別調査委員会を企画します。公式の調査で証言したり政府の諮問書類に書面で回答を提出し、法律や委員会を立案し、調査報告書を書き、政府の会議や研修プログラムに助言を与えています。

国の政策に影響を与えた一例は、被害者の権利をもっと認識してもらうためのキャンペーンです。長年の間にVSは被害者には少しの権利しかなく司法制度の中で被害者の扱いは多くの場合不適当かそれ以下だと益々気にかかるようになりました。1995年に私たちは刑事裁判制度における被害者の権利に焦点を当てた

全国キャンペーンを展開することを決定しました。そのためにそれまでの方針を寄せ集めて「犯罪被害者の権利」という首尾一貫した文書を作成しました。全ての犯罪被害者が基本的に与えられるべき権利がその文書にリストされています。これらの権利は五つの主要な原則に基づくものです。

- 被害者は犯罪者に関する判決の重荷から解放されるべきである。犯罪者を処罰する責任は国家にあり被害者に負わすべきではないと考える。
- 被害者は自分の事件の進展について情報と説明を受けるべきである。被害者はまた犯罪がもたらした金銭的、身体的、感情的な結果について自分自身の情報を提供する機会を与えられるべきである。この情報は事件に対する判決が下されるときに考慮されるべきである。
- 被害者はどのような方法でも必要に応じて保護されるべきである。
- 被害者は賠償を受け取るべきである。
- 被害者は敬意と、認知と支援を受けるべきである。

この報告書はメディアの興味をかなり引きつけ、好評でした。その出版以来、被害者に関する論争点は広く大衆の注意をひき、多くの重要な新しい国民発案が発せられました。昨年、政府は現在被害者に与えられている処遇基準を述べた「被害者憲章」を公布しました。私たちの方針報告に詳細を記した勧告の多くが憲章に含まれていることに喜んでいます。さらに、「証人保護に関する国家基準」が初めて公布され、被害者に好意的な法律や、刑事裁判機関で働く人々にとってより良い訴訟手続きが作られました。

このキャンペーンの成功の後、VSは刑事裁判の問題についての公開討論に寄与するよう求められることが増えました。現在では明確な政策による多くの政府委員会に代表を送り、各種の政府協議会や立法草案にたいして回答を提出するよう求められたりしています。

刑事裁判の分野で多くの成功を収めてきましたが、犯罪の衝撃は刑事裁判制度だけに限ったものではないことを承知しています。犯罪の被害者になることは人の人生の全ての面に変化をもたらします。将来、犯罪被害者の権利のためのキャンペーンをしたいと考えています。今回も地方組織に何が主要な問題で何を優先的に変えなければならないかを聞き、それから活動計画を立てていくつもりです。

メディアとの関係はどうなっているのですか？

VSとメディアとは複雑な関係です。被害者問題に注意を喚起するためにメディアを利用する一方で、暴力犯罪による遺族や目撃者など個々の犯罪被害者に対するメディアの態度が気にかかります。

被害者の権利のキャンペーンに見られるように、全国レベルでメディアとかなり一緒に仕事をしています。大衆の関心を高め、問題点を強調し、被害者や証人の状況改善を迫るためにメディアを利用しています。キャンペーンをするときには地方組織に情報や資料、手引きを送り地方紙との関係を築く手助けをします。こうすることにより私たちのキャンペーンが良く調整され、適切なメディア全てに確実に届けられるのです。メディアと協力して仕事をするに関して全国向けの案内書を発行しています。たとえば、Code of PracticeにはVSの職員は政党よりの意見を述べたり、判決方針にコメントすることは被害者に直接関係する争点を話し合うとき以外はしてはならないと定めています。地方組織はメディア向けのスポークスマンを任命し、その人がメディアからの全ての問い合わせに対処するようになっています。

メディアは被害者問題に関心を高めるのに役立ってきましたが、犯罪被害者やその家族のメディアの取り扱いには何年にもわたってVSは憂慮してきました。メディアは犯罪に大変熱心で、犯罪被害者が周知の事実となることを望んでいようとしまいと彼らがメディアの本質的な興味の対象となるのです。多くの場合被害者がそれに一番対処できない時に起こります。人がショックやトラウマ、悲嘆で苦しんでいるとき、事件の直後であっても裁判のような重要な出来事の時でも、はっきりと考えることが出来ず特徴のない行動をとることが多いものです。時には後々後悔するようなことをしたり言ったりして、独断的でつこいジャーナリストに対処することを困難だと思っています。

一部の被害者や遺族はメディアと建設的な関係を持ち、またある人たちは同じような経験に苦しんでいる人を助けるためや不正に光を当てるために積極的に報道されたいと思っていることは認識しています。しかし、かなり多くの被害者がメディアに不当に扱われ救いが無いと感じています。

VSはメディアが犯罪被害者を不当に扱う四つの分野を明らかにしました。まず第一に全ての被害者はプライバシーを保護されるべきだと考えます。多くの被害者は名前を公表されたくないと単純に思っています。他の人たちはメディアで身分を明かされることでさらなる被害を受ける可能性が出てきます。全ての被害者はメディアにおいて匿名である権利を持つべきです。

また私たちは不正確な、あるいはプライバシーを侵害するような報道をするメディアのことを大変心配しています。これは被害者の苦痛をさらにひどくします。詳細を誤ることはつまらない間違いのようですが被害者にとってはとてもつらいものです。特に殺人の被害者の家族にとってはそうです。VSはまたメディアによるいやがらせも気にかけています。話を得るために被害者につきまとうジャーナリストがいるという報告をまだ受けています。これは容認できないと思っています。

最後に、私たちはセンセーショナルで鈍感な報道にも批判的な態度をとっています。強くドラマチックな文章や写真を発信せねばならないというプレッシャーがメディアにかかっており、多くの場合それは正確さや被害者のプライバシーを犠牲にしています。

「Victims Twice Over(二度も被害者に)」というレポートでこれらの問題を強調して以来議会の調査に回答を提出したり、興味を示した議員に情報を提示したり、メディアの仕事を規制するような各種の行動規範にコメントしたりすることによってVSはこの問題を追求してきました。プライバシーの必要性や、嫌がらせからの保護も被害者の権利キャンペーンで取り上げました。1996年には「犯罪とメディアの被害者」という方針を載せた新しい文書を編集しました。報道機関の手順の改善、法律の改正、警察による被害者へのより多くの援助などについてこの文書は勧告をしています。

しかし、VSにはまた果たさねばならない役割があります。VS Scheme(地方組織)とWitnessサービスはメディアに近づかれていたり、売名に努めている被害者や証人を援助するため情報を提供しなければなりません。この情報はメディアに関する被害者の権利、声明文を発表する手引き、インタビューや報酬の受け方、メディアに対する苦情の言い方などにわたらなければなりません。VSサービスマネージャーや重大な犯罪の被害者に関わるボランティアの研修には被害者がメディアに対処するときの支援の仕方が含まれています。

誰がVSを運営し資金を出しているのですか？

すでに述べたようにVSは政府や官庁と密接な関係を持ちかなりの支援を受けてはいますがそれらからは独立した組織です。VSは慈善団体として登記されており、慈善基金を募ることが許可されたり低い税率が適用される非営利組織です。理事会はNational Council(本部委員会)と呼ばれ、毎年選挙によって選ばれた地方組織のメンバーから成り立っています。National Councilは研修やサービスの提供や管理の規範を設定する責任があり、それは全てNational Councilに記されます。それぞれの地方グループは毎年Code of Practiceを受諾する署名をしなければならず、地域社会に提供したサービスの質についてNational Councilに報告する責任があります。本部事務所のスタッフは三年ごとに地方組織の仕事を視察します。

このように大きな組織が活動するためには多くの資金が必要です。研修やちらし作成費用のほかに、給料や通信費、出張費用も支払わねばなりません。資金の大部分は政府より支給され現在は1200万ポンドになります。それはVS本部事務所により地方グループに配分されます。多くの地方グループはその地方の官庁からも援助を受けていますが、民間からの資金集めのための種々の活動が組織全体で行われています。

私たちが最初に活動を始めてから20年間、VSは大いなる進歩を遂げ、イギリスの犯罪被害者の権利とサービスはかなり向上しました。しかし、私たちの使命はまだ終わっていません。新しい一歩を踏み出す度にまだまだしなければならぬことが多いと気がつきます。多くの外国の同志との交流を通してたくさんのことを学んできました。日本の同志との新しい関係を通じてまだまだ学ぶところがあると確信しています。日本での活動についてもっとお聞きし、二国間の長く有益な関係が持てますよう期待しております。

ヘレン・リーヴス
Victim Support 理事